

内閣府再就職等監視委員会事務局
再就職等監察官（非常勤の一般職国家公務員）の募集について

内閣府再就職等監視委員会事務局では、再就職等監察官（非常勤）の募集を下記により行います。

1 任用予定官職
再就職等監察官（非常勤）

2 業務内容

再就職等監視委員会事務局は、国家公務員の再就職等規制の遵守状況を監視するために内閣府に設置された再就職等監視委員会の事務局です。

今回募集する再就職等監察官（非常勤）には、国家公務員法等に基づき、職員又は元職員が再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料される場合における調査の実施等の業務を行っていただきます。

（参考）再就職等監視委員会事務局 HP

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

再就職等規制違反の調査について

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/chousa.html>

職務内容等の紹介

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/pdf/shokumunaiyou.pdf>

再就職等監察官からのメッセージ

<https://www5.cao.go.jp/kanshi/jouhou3.html>

3 募集人数 3名

4 応募資格等

法曹実務経験を原則として5年以上有する者。

コンプライアンスの分野に類する実務経験を有する者（応募に当たり必須ではありません。）、公的分野における貢献への関心・意欲のある者歓迎。

なお、以下に該当する方は、法令上の資格要件で除外されるため応募できません。

- (1) 一般職国家公務員、行政執行法人の役員又は自衛隊員としての前歴を有する者。ただし、次に掲げるものの前歴のみを有する方は応募可能です。
- ① 検察官
 - ② 国立大学法人移行前の「国立大学」職員のうち、学長、副学長、学部長、教授、助教授、助手、講師及び専ら研究又は教育に従事していたもの
 - ③ 常勤の再就職等監察官
 - ④ 非常勤の一般職国家公務員
 - ⑤ 行政執行法人の非常勤役員

- ⑥ 非常勤の自衛隊員
- (2) 日本国籍を有しない者
- (3) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 勤務条件

任命予定日：令和7年4月1日

任 期：任命の日から2年間（更新あり）

勤務場所：東京都千代田区大手町（再就職等監視委員会事務局）又は担当事案の調査訪問先（全国各地）

※ 事務局との打合わせは、内容に応じてオンライン対応可。

勤務日：年10～20日程度（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

※ 勤務日数（時間）は担当事案の調査状況に応じて変動します。（固定された勤務日はありません。勤務日は、ご相談の上、調整いたします）。

手当等：日当（16,900円以上）を勤務日数に応じて支給

日当額は見込み。実務経験年数等により上位の額に格付けすることがあります。また、給与法の改正により日当額が変更になる可能性があります。

出張時には出張旅費等を支給します。

賞与・昇給・退職金はありません。

身分・服務：非常勤の一般職国家公務員。国家公務員法の服務規定のうち、守秘義務、政治的行為の制限等、非常勤の職員にも適用されるものに服します。兼業規制はかかりません。ただし、兼業先の業務と利害関係を有する可能性のある事案を担当することはできませんので、任期中、兼業先の業務内容を確認させていただくことがあります。

6 応募方法等

(1) 提出書類

所定の様式による履歴書（写真添付）

※ 様式は、再就職等監視委員会事務局ホームページの募集ページからダウンロードしてください。

※ 採用確定後は、法曹資格を有することを証明できるものの写し1通

(日本弁護士連合会又は所属する弁護士会が発行する登録証明等)を提出いただきます。

(2) 提出方法

郵送(封書に「再就職等監察官(非常勤) 応募書類」と朱書きのこと。)

(3) 提出締切

令和7年1月7日(火) (必着)

(4) 提出先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 3階

内閣府 再就職等監視委員会事務局

再就職等監察官(非常勤)採用担当

※ 応募の秘密は遵守し、個人情報(本件採用選考業務以外)には使用しません。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。(当事務局において、責任をもって廃棄いたします。)

7 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面接

書類審査(一次選考)の上、面接(二次選考)を行います。さらに、再就職等監視委員会の議決を経て、任命を決定します。

8 再就職等監察官(非常勤)の任用について

再就職等監察官(非常勤)の欠員を補充する必要がある場合に、内閣府及び当委員会ホームページのほか、日本弁護士連合会等を通じて公募を行うこととしております。

(参考)

- ・令和5年度：募集なし
- ・令和4年度(令和5年4月1日任命)の募集状況
応募人数：13名 任命者数：2名
- ・令和3年度(令和4年4月1日任命)の募集状況
応募人数：22名 任命者数：3名

9 問い合わせ先

再就職等監視委員会事務局

再就職等監察官採用担当 <電話 03-6268-7657 >